

家族信託作成の手引き

家族信託



相続と終活の相談室

運営：行政書士 オフィスなかいえ

業務時間：平日 8：30～18：00

土曜 8：30～15：00

 0120-47-3307

千葉県印西市中央北一丁目3番地3 CNCビル1階

行政書士 なかいえ 中家 よしひろ 好洋

各位

相続と終活の相談室 運営：行政書士 オフィスなかいえ

行政書士 ^{なかいえ} 中家 ^{よしひろ} 好洋

「行政書士は、頼れる街の法律家」です

人生 100 年時代。いつまでも健康に過ごせればよいのですが、残念ながらそのような保証はどこにもありません。

超高齢社会においては、認知症はもはや「他人事」ではありません。もし認知症になり、意思判断能力が低下すると、自分が持っている資産を今までのように自由に動かすことができない、いわゆる「資産凍結」の状態になります。家族であっても資産を動かすことができなくなるため、老後のためにとためておいた資金を出金できず、子に金銭面で負担を強いる可能性もあるのです。

そこで、認知症による資産凍結対策の一つとして取り上げられているのが**家族信託**です。

あなたが認知症や脳血管疾患になってしまったら、あなた自身はもちろんのこと、家族であっても定期預金の解約はできなくなります。不動産の売却もできなくなります。

これが**「資産の凍結」**です。

これを事前に回避する方法が**家族信託**という手法です。あなたに代わって、あなたの家族があなたの財産を**法的に**管理できる方法です。

家族信託という言葉は、テレビや雑誌で取り上げられていますが、「よくわからない」というのが正直なところではないでしょうか。何故でしょう？それは**信託**という言葉が使われているからです。給与振り込みのできない信託銀行のイメージが強く、自分には関係ないと思ってしまうからです。

では、**信託とは何でしょう？信用して託すこと**です。

財産を預かり、預かった方がそれを管理、運用、処分する仕組みです。信託銀行や信託会社がそれにあたります。では、預かって管理する側が信託銀行や信託会社ではなく、あなたの家族であればどうでしょう？

例えば、マイホームと預貯金合わせて 1000 万円持っていたとします。

ところがあなたが認知症になってしまったら、定期預金はおろせなくなり、不動産は売ることができなくなってしまいます。あなたが病院に入院したり、施設に入所したりするお金を、自分の息子や娘から代わりに払ってもらうことになります。

家族信託契約を締結していれば、もし不幸にもあなたの身に何か起こったとしても、あなたの財産が使えなくなるようなことにはなりません。あなたの家族が、あなたに代わってあなたの財産の管理を行うことができるからです。つまり、資産凍結にならないのです。

目次

第一章 家族信託の基礎

- 1. 意思判断能力が失われるとどうなる 3
- 2. 成年後見制度を利用すると 4
- 3. 家族信託の仕組み 6
- 4. 家族信託のロードマップ 7
- 5. 家族信託のメリット 8
- 6. 家族信託 Q&A 9
- 7. 親への話の切り出し方をどうすればよいか？ 11

第二章 家族信託の実務

- 8. 老人施設への入所 12
- 9. 現金資産のみを信託財産にする 13
- 10. 共有不動産のトラブル回避 14
- 11. 障がいを抱えた子をもつ親 15

第一章 家族信託の基礎

1. 意思判断能力¹が失われるとどうなる？

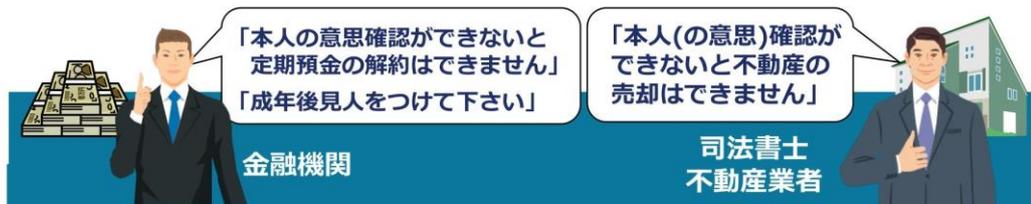
認知症が問題となるのは、意思判断能力が失われて、法律行為が認められなくなったときです。

意思判断能力が失われると、金融機関では定期預金の解約は出来ず、不動産の売買は出来なくなります。また、有価証券の売却もできません。お金を持っているにもかかわらず、それを使えない、不動産を持っているにもかかわらずそれを売れない、という状態です。これを「**資産の凍結**」状態と言います。

こういう状態になってしまうと、**資産の凍結を解除するには成年後見制度²**を利用するしかないのです。

● 意思判断能力が失われるとどうなる？ 資産管理

現在の状況



これまでは「成年後見制度」を使うしかなかった！
結果：柔軟な資産管理や相続対策はできない・・・

制度の限界

¹意思判断能力とは、「自分がしようとする行為の結果が、法律上どのような意味を持っているかについて、ある程度認識することができる能力であり、財産行為については、おおよそ7～10歳程度の精神能力に相当する。」

上記のように、「ある程度」認識できれば足りません。したがって、法律上の意味を理解していることを要すると言っても、自宅の売買契約を締結しようという場合、「ここにハンコを押したら、自宅はもう他人の物になってしまうのだな」という程度の（小学生レベルの）理解ができるのであれば、意思判断能力はあるものとして扱われるのです。

2. 成年後見制度を利用すると

2 成年後見制度（法定後見制度）とは、家庭裁判所によって選任された後見人が、認知症などで判断能力が不十分な方の**財産を保護する**制度です。

後見人は本人の財産をしっかりと守る（減らさない）という職務を負うことから、この制度は家庭裁判所の強い権限で管理されています。

したがって、本人にとって本当に意味のある、合理的な理由のある支出しか認められず、柔軟な財産管理は難しく、家族のための支出や、たとえ本人のための支出であっても、理由のない支出は認められません。

あくまでも「**財産を減らさない**」ことが目的ですから。

つまり、「**財産の塩漬け状態**」になってしまうのです。

何かと問題の多い制度ですが、そうは言っても、これまでは成年後見制度を使うしかありませんでした。

いわゆる「**制度の限界**」です。

成年後見制度を利用した人は、「利用しなければよかった」と、後悔する人が数多く出ています。

この制度の限界も、2007年9月の信託法の改正により、今の家族信託の実現が可能になり、選択肢が増えました。

この成年後見制度は、2022年9月に、**国連から「日本の成年後見制度は差別的である」と勧告³**を受けました。

国連の勧告³とは、・懸念点（指摘） 民法の下で、障がい者、特に知的障害のある人の法的能力の制限を許可し、代替の意思決定システムを永続させることにより、障がい者が法の前に平等に認められる権利を否定する法的規定（**障がい者が法的能力の制限をかけられ、それに代わるシステム（成年後見制度）を続けることにより、障がい者が法の前に平等であることを否定された制度である**）。

・勧告 （1）代理意思決定制度を廃止するために、すべての差別的な法的規定及び政策を廃止し、すべての障がい者が法の前に平等に認められる権利を保障するために民法を改正すること。

（2）すべての障がい者が必要とする支援のレベルや形態に関わらず、すべての障がい者の自律性、意志及び選好を尊重する、支援された意思決定のメカニズムを確立すること。

基本的人権の尊重を柱とする「日本国憲法」を民主主義国家の柱としていた日本ですが、今回の国連の勧告は由々しき事態です。自分たちでは平等だと思っていたら、「差別的だから、民法を改正しろ」と言われたのですから。

もともと、成年後見制度は、介護保険制度と共に始まった制度です。

本来は、認知症などで判断能力が低下した**高齢者**の財産が、誰かに勝手に使い込まれたり、だまされて奪われたりしないようにすることを目的とした制度です。

そのため、介護保険制度と成年後見制度は、高齢化社会を支える「車の両輪」と言われています。

ところが、そのルールを障がい者にも適用してしまったのです。

成年後見制度の考え方は、「財産を保護する」とありましたが、それは今では「財産を減らさない」ということに代わってしまっています。

そこには、そのお金をどう被後見人のために有効に使うかという議論はなく、出費が医療費・介護費に限定されているかどうかチェックされている状態です。

ですから、権利とか平等とかという言葉からはかけ離れた制度になってしまっているのです。2000年に制度の運用が始まったときには、親族が後見人になることが多かった制度です。近年では、財産の使い込みという問題があったということで、弁護士や司法書士などの士業が9割を占めているようです。

家庭裁判所が選任した士業たちは、被後見人個人のことを知りません。にもかかわらず、そうした後見人は親より強い権利を有して被後見人を管理しているのです。

では、成年後見人をつけなくてはよいのではないか、と思われる方がいると思うのですが、残念ながら、今の日本の社会では、後見人を付けなければならないことが多いのです。

その一つが、相続です。相続人に意思判断能力がない場合、後見人を付けて遺産分割協議に参加してもらわなければなりません。

もう一つは、預貯金の払戻しや不動産の売買、有価証券の売買です。本人の意思確認とれないと、それを動かすことができないので、後見人を付けてくださいと言われます。

問題はここからです。

確かに本人の意思が確認とれない以上、代理人を立てる必要があるかもしれませんが。

しかし、ここで後見人を付けてしまうと、その後その方が亡くなるまで後見人を付けなければならないのです。たった一度の行為のためであってもです。

それに加えて、その後見人への高額な報酬額が問題です。管理財産が1000万円以内であれば、月額2万円、管理財産が1000～5000万円であれば、月額3～4万円を後見人に払わなければなりません。払うというよりも、口座を裁判所に管理されているので、被後見人の家族にしてみれば、勝手に取られているといったイメージでしょうか。

家族信託		成年後見制度（法定後見制度）	
財産の管理・運用・処分及び資産の承継	目的	本人の保護・支援	
原則なし。（契約で信託監督人、受益者代理人を設定することは可能）	監督機関	家庭裁判所・後見監督人	
受託者	財産を管理する人	家庭裁判所が選任する人 （弁護士や司法書士などの場合が多い）	
契約で自由に設定可能 （通常は家族のため無料にすることが多い）	管理する人への報酬	月額約2万円（管理財産1000円未満）。ただし管理財産が高額になればそれに合わせて高額になる。	
契約内容に従って受託者が処分	財産の処分	積極的な運用や利益を減らすような処分は 不可	
契約で財産の行き先を決めている	本人死亡時	相続人が行う	

3. 家族信託の仕組み

家族信託の登場人物は、委託者・受託者・受益者の3人。

委託者 = 財産の所有者で、その財産を託す人

受託者 = 財産を託され、管理・運営・処分する人

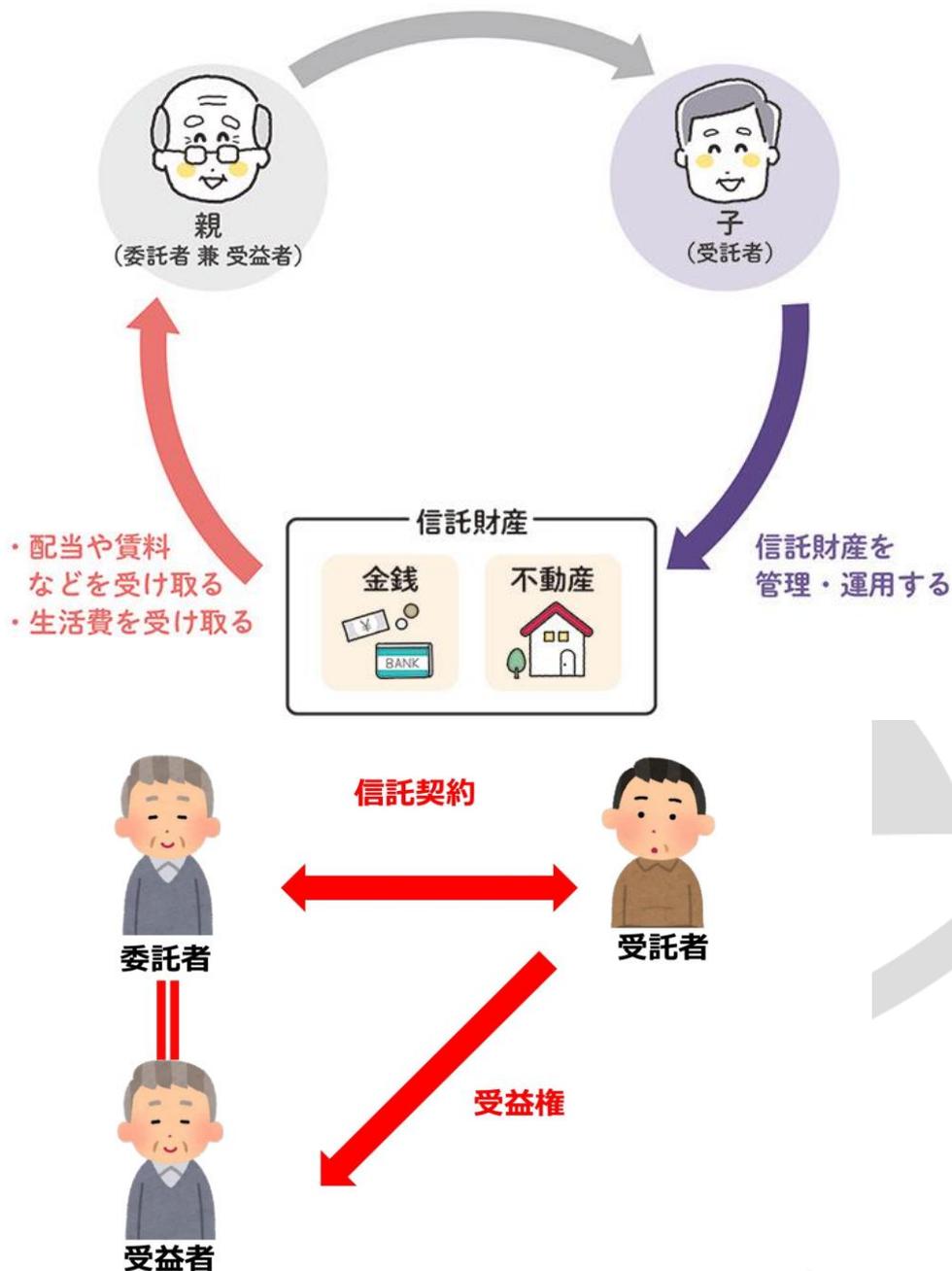
受益者 = 財産の運用・処分で利益を得る権利（受益権）を有する人

家族信託は、基本、**委託者 = 受益者**となります。

家族信託の仕組み

信託財産で得られた利益は親のために使われます。

管理・運用を信託する



4. 家族信託の検討から組成までのながれ

近所の人が認知症を発症し、家族信託で備えていたからスムーズに対処できたという話を聞き、初めて家族信託を知ったAさんご夫妻。「もしも」に備えて、家族で話し合い、信託契約を結ぶことになった。



家族信託を扱っている行政書士で家族信託専門士に相談して、自分たちの希望を伝えた。

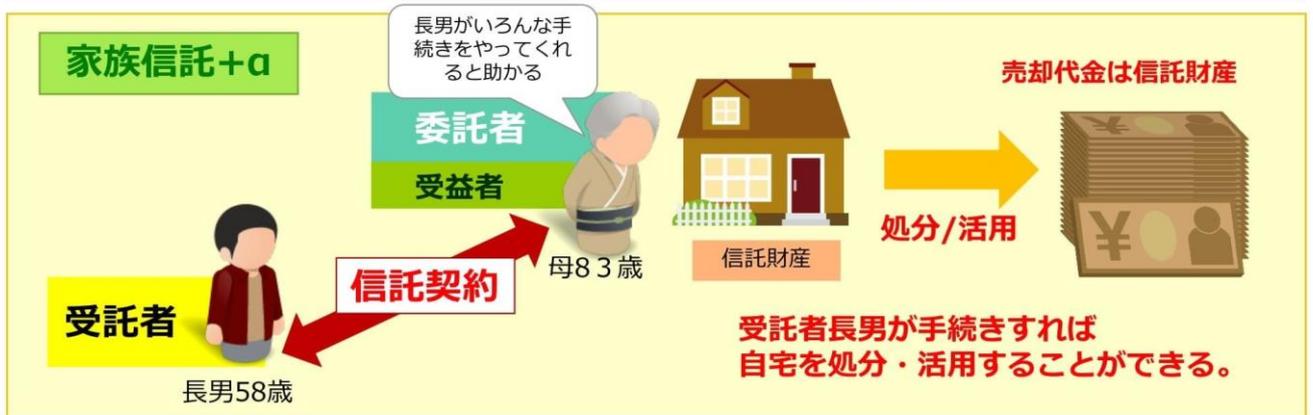
家族信託専門士が家族信託を扱っている銀行をピックアップして、信託口座を作成するための準備をし、その後、公証役場で契約をして、銀行で信託口座を作成した。そのあと、信託登記をして、完了。



何年後か・・・

母が認知症を発症。

でも、家族信託契約を締結していたので、対処できた。



5. 家族信託のメリット

認知症による資産凍結を回避できるうえに、契約内容を、ご家族の状況に合わせて柔軟に設計できるなど、メリットはさまざまです。

親から見たメリット、子から見たメリットを見ていきましょう。

- **自身の希望どおりの使い方ができる**
 親・・・老後のために蓄えてきた財産を、確実に自分たちのために使うことができる
 子・・・親のお金を使って、親が望む老後を過ごしてもらえる
- **自信と家族、両方の生活を守りことができる**
 親・・・認知症など万一のとき、子にお金の心配を書けないですむ
 子・・・子の教育費や住宅ローン返済などでお金がかかるときに、親の介護にお金を使わなくてすむ
- **不動産の管理も安心して任せることができる**
 親・・・子に管理を任せられ、売却代金を施設にまわすことができる
 子・・・高齢になった親が不動産を管理できなくなるリスクを防げる
- **相続によるもめ事を防ぐことができる**
 親・・・元気なうちに財産の分け方を決められる
 子・・・親の死後、兄弟姉妹でもめなくてすむ



6. 家族信託 Q&A

Q 親が認知症になっても家族信託は出来ますか？

A 親が認知症になってからでは契約は出来ません。契約には当事者に意思判断能力が必要です。そのため、家族信託は親が元気なうちに検討を始めるのが必要です。

Q 家族信託は自分でできますか？

A 家族信託は「信託契約書」作成です。法律上は専門家の関与が強制されるわけではないため、ご自身で行うことは可能です。しかしながら、銀行の信託口座作成や（銀行が土業の関与を指定している場合がほとんどです）や銀行が公正証書での契約を指定している場合がほとんどですので、すべての手続きを自力で行うことは、大変な労力と困難を要しますので、専門家に依頼することをお勧めします。

Q 信託する預貯金額はいくらにする必要がありますか？私は財産を多く持っていないので、家族信託なんて大それた行為でしょうか？

A 信託は、将来管理が必要な金額を入れる必要があります。ただ、金銭の**追加信託**ができるように設定した場合、最初から大きな金額を入れる必要はないですが、委託者が元気なうちに追加信託を決定しましょう。例えば、最初に 100 万円でもかまいません。皆さん勘違いされているのですが、家族信託は、お金持ちの財産管理の方法ではありません。お金を持つ、持たないにかかわらず、親の財産を有効に活用するのが目的です。自身のお子様の迷惑がかからないようにすることが目的です。

Q 追加信託は、不動産にも適用できますか？

A 不動産は、信託登記をしなければならないので、追加信託ではなく、契約の変更になります。

Q 信託銀行や信託会社は、世間の目があり、心配していないのですが、家族信託の場合、信託した財産を勝手に使われてしまうことなないでしょうか？

A 信託財産は、信託契約で定めた内容に沿って使うことになっています。もし、心配であるならば、**信託監督人**や**受益者代理人**を設定することをお勧めいたします。

Q 家族信託に際し、他の家族の同意は必要ですか？

A 家族信託は、委託者と受託者の契約です。したがって、契約は委託者と受託者の合意のより成立しますので、法律上他の家族の合意は必要ないのですが、同意を得ないまま契約を締結した場合、後で親族間でトラブルになる可能性が考えられます。当事者以外の家族とも事前に認識を共有しておくことが重要です。

Q 信託口座はどの銀行でも作れますか。

A 三井住友信託銀行・・・預金残高 3000 万円の縛りあり（手数料無）
 オリックス銀行・・・手数料 55,000 円で縛りなし
 京葉銀行・・・手数料 110,000 円で預金残高の縛り 500 万円
 常陽銀行・・・（お客様からの持ち込みは出来ず、指定業者を選ぶ・・・内容は不明

その他、店頭パンフレットには家族信託と書いている地銀もあるが、ランニング費用がかかるところとか、私たちが思っている家族信託でないところがほとんど。

Q 家族信託と成年後見制度がぶついたらどうなる？

A 両制度の目的

家族信託は、財産管理及び財産承継のための制度です。

成年後見制度は、身上保護及び財産管理のための制度です。

違いは、財産承継と身上保護であり、この点について大きく異なります。そのため、家族信託を利用すれば、成年後見制度は必要ないとは言えません。

財産の活用方法

家族信託では、対象とする財産は選択することができます。

成年後見制度の場合は、すべての財産が対象になります。ただし、活用という言葉とはかけ離れた行為しかできません。

家庭裁判所の関与

事前に家族信託を組成していたとしても、受益者に法定後見人がつきますと（家族信託を締結したときには元気だった受益者が、意思判断能力がなくなり被後見人になった場合）、被後見人の保有する信託受益権も家庭裁判所の監督対象財産となります。信託財産の管理処分の権限は、委託者の意思に従って受託者が担うことになっていますので、法定後見が開始された後も、信託事務に関しては受託者が担うことになっています。ようし、受託者を監督するための信託監督人や受益者代理人を指定することも可能ですが、これらの制度は、家庭裁判所による監督ではなく、あくまでも私人による監督です。したがって、家庭裁判所が、受益者の法定代理人として信託受託者を解任するなど、信託契約を有名無実化してしまうことも考えられます。

それらを考慮の上、受益者に法定後見人がつくこと自体を避けなければならないのであって、家族信託を組成するときにそのあたりも考慮されなければならないのです。

それを回避する方法として、「任意後見契約」を結ぶというのがありますが、**家族信託契約を結ぶときに、後見制度を使わないという選択肢を設計することではないでしょうか。**

7. 親への話の切り出し方をどうすればよいか？

これまで家族信託について、親の認知症の備えとして有効であることをお伝えしてきました。

とはいえ、子の立場としては、親の認知症やそれにかかるお金の話などを親に切り出しにくいのはよくわかります。

しかし、「もしも」が発生するのは明日かもしれません。

「話し合っておけばよかった」と後悔しないように、親への話の切り出し方を考えてみましょう。



例 1

一番切り出しやすいのは、身近な人の話を例に出して、きっかけを作ることです。

例えば、「〇〇さんは認知症だったそうだね。認知症だとご家族が大変だと聞いたよ。」と切り出して、「我が家も「もしも」に備える必要があるよね」と、そして「どうしようか」と相談してみるのが自然だと思います。

いきなり家族信託の話を持ち出すより、どういう老後を送りたいと思っているのかを、そして認知症になった場合は、どうしてほしいのかといった、親の希望を聞き出すことから始めるのがよいでしょう。

例 2

家族信託の話をするとき、「親のため」ではなく、あくまでも自分（子）のために必要だという伝え方をしましょう。金銭的に余裕のある家庭であれば問題ないのかもしれませんが、教育費や住宅ローンで親の介護費まで立て替える余裕がないといった場合がほとんどだと思います。正直にその旨を伝え、家族信託は、親のためにお金を使える仕組みであることも伝えましょう。

親子の関係性によっては、親の老後や介護といった話題はしづらいという場合もあるかと思っています。家族信託にかかわらず、なんでも話しやすい関係を作ることが大切です。

親の様子を知るといった意味でも、1週間に1度程度電話をするなど、いまから良好なコミュニケーションを図るのがおすすめです。

第二章 家族信託の実務

第二章では、家族信託がどういった使われ方をしているかを説明します。

8. 老人施設への入所

ケース1 一軒家から老人施設へ移住する (認・病対策)

相談者： 83歳女性 (子供1人)

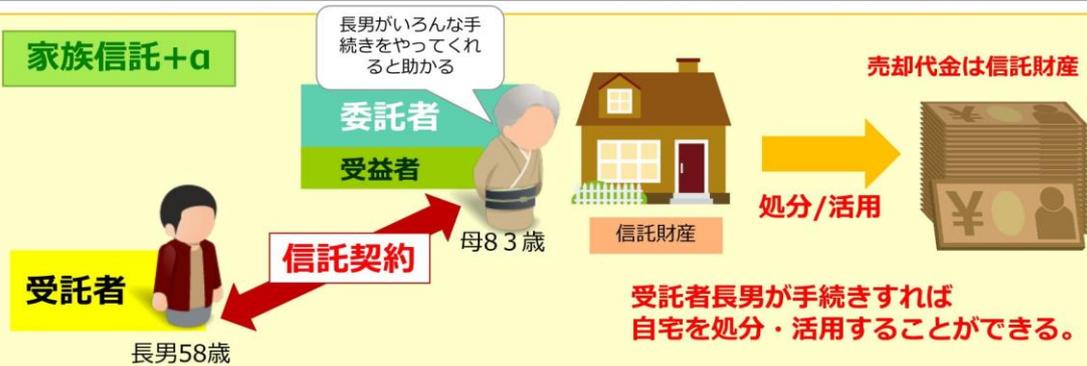
- ◆現在古家に一人暮らし→そろそろ安心できる施設へ移住しようかしら。
- ◆家はそのままにして、将来必要があれば貸しても売っても・・・。

一般の
場合



★母が認知などで意識低下になると・・・自宅は売ること
も活用することも大変になる

家族信託+α



上の段の、一般の場合というのは、何もなかった場合です。

家族信託において、この「ケース1」が圧倒的に多く、全体の7～8割はこのケースです。

一人暮らしの母親が高齢者施設に入所したとします。

母親が高齢者施設に入所しても、しばらくの間、自宅をそのままにしておくというのはよくあることです。意思判断能力があるうちは、いきなり自宅を売ってしまうことはないと思います。売ってしまうということは、もう帰るところがないということですから。

しかし、母親に判断能力が失われつつある状況になってしまった場合は、売ることを考えるでしょう。母親の介護費用を出すためです。その時に、母親の判断能力がなくなっていたら、もう自宅は売れません。法律行為ができない状態ですから。

唯一、成年後見制度を使って売るとは可能です。

母親が認知症になる前に、信託契約を締結していれば、母親が例え認知症になっても、子が母親の代わりに自宅を売却することができるのです。そして、売却したそのお金を、介護にあてることができるのです。

施設に入ったら、自宅を売る、売らないに関わらず、家族信託を考えましょう

9. 現金資産のみを信託財産とする

ケース2 現金資産のみを信託財産とする (認・病対策)

相談者： 83歳女性 (子供1人)

- ◆ 先日父が亡くなり母一人で暮らしている
不動産は売らない予定

一般の
場合

長男58歳



母83歳



★ 母が認知などで意識低下になると・・・病院等の治療費や施設の入所費が必要になるが、長男は住宅ローンの支払いが残っており、立て替える余裕がない



家族信託では、信託財産を現金や不動産とすることができます。このケースは、現金のみとする信託です。

何故、現金のみの信託を設定しているかという、不動産を信託財産にすると、信託登記で費用がかかってしまいます。

お客様の要望も変化が出てきています。認知症になったときに、施設に入所した場合の費用や、母親の年金収入等をあらかじめ計算しておいて、そのとき必要な金額を信託するという考え方です。一番簡単で、リーズナブルな家族信託です。

家族信託の信託財産は、現金と不動産があり、組み合わせを考えてください

10. 共有不動産のトラブル回避

ケース3 共有不動産のトラブル回避 (認・病・管理対策)

親子3人で不動産を共有

- ◆ 共有の不動産を今後売却しよないと施設入所費が払えない
- ◆ しかし母さんが最近、物忘れが激しくなってきた。



★ 母親の判断能力が低下したら→売却が不能

家族信託



**共有の持分に信託を設定。
これにより共有者の意識低下による
実行不能リスクを軽減。**

自宅不動産は誰の所有になっているでしょうか？

このケースのように、自宅の所有者が、お父さん、お母さん、そして長男もしくは長女になっていませんか？

この場合問題があります。お父さん及びお母さんのうちどちらかが認知症になった場合、共有不動産なので、残された家族がその不動産を売ることができないのです。その場合、病院の費用や施設の入所費を肩代わりしなければなりません。

このケースは決して少ないとは言えないと思います。

自宅の共有は、多くの家庭で行っているからです。

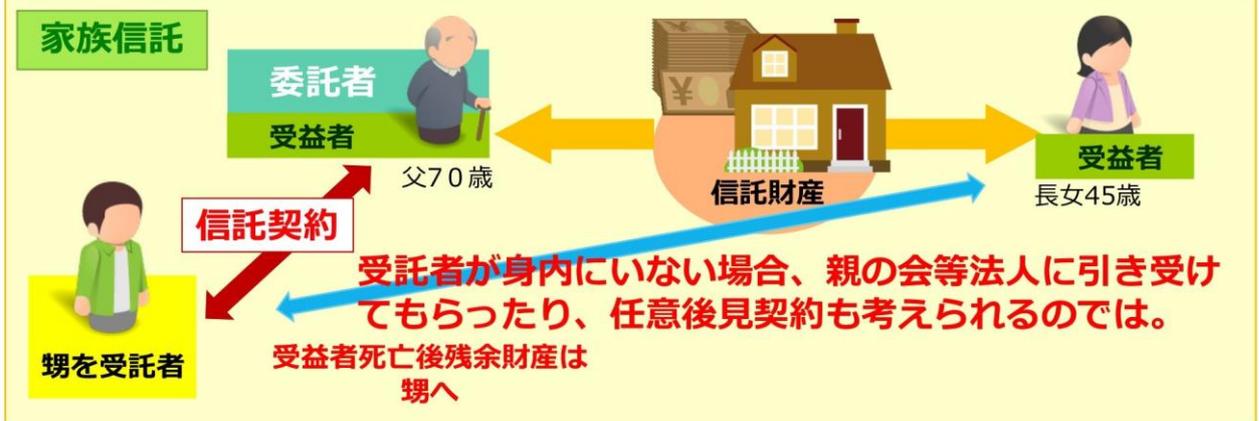
不動産が共有になれば要注意！

1 1. 障がいを抱えた子を持つ親

ケース4 障がいを抱えた子を持つ親

父70歳 (長女45歳)

◆障がいを抱えた子を持つ親は、自分が亡くなった後や認知症になった後も、今まで通りの生活をしてもらいたいと思っています。



今問題になっている「親なきあと問題」。

障がいを抱えた子の親が、亡くなった場合や、認知症になった場合、誰が後を見るのかという問題です。

その場合、最終的には、市区町村長申し立てで、法定後見人がつくと思います。

親はその子が生きていけるだけの財産を遺そうとしていましたが、法定後見人がつてしまうと、親から受け継いだ財産は先に述べたように、もう子のためには使われません。

親が活着ているうちに、法定後見人がつく前に、家族信託ができないかを考えてみましょう。

子の財産にするのではなく、子の面倒を見てくれる方の財産を管理してもらえないか。

簡単にあきらめないで、身内にそういった方がいないのであれば、「親の会」や「施設」等、法人を受託者に引く受けてもらうのを考えてみるのも一つの方法です。

成年後見制度の下では、信託財産も成年後見人の監視下に置かれることに注意ください。対策を立てる前に、成年後見人は付けないでください。

「親なきあと問題」に、家族信託という選択肢を取り入れてみましょう